

託送供給等特例認可申請書

令和3年1月15日

沖縄電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

沖電送送統発第 20 号
令和 3 年 1 月 15 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号
沖 縄 電 力 株 式 会 社
代 表 取 締 役
社 長 本 永 浩 之

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給・電力量調整供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	—
	住所	同上	—
	受給場所	同上	—
	受電場所 供給場所	同上	—
供給電力		同上	—
供給電圧		同上	—
電気方式及び周波数		同上	—
料金その他の供給条件の内容		同上	—
供給開始年月日及び有効期間		同上	—

託送供給等約款以外の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（令和2年7月14日付け20200619資第55号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）にもとづき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における、託送約款22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(1)ハの接続対象計画差対応補給電力料金単価および(2)ハの接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送約款24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款25（給電指令時補給電力）(4)の給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、令和3年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間、次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が、1キロワット時につき200円00銭を超えるときインバランス等料金単価は、1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者に上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上